

# 議案第138号 大津市子ども発達相談センター条例の 一部を改正する条例の制定について

令和6年12月12日（木）  
健康保険部保健所子ども発達相談センター

## 1 改正を必要とする条例

大津市子ども発達相談センター条例

## 2 改正の趣旨及び内容

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義し、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。

同法の趣旨を踏まえ、令和7年4月1日の組織再編に併せ、こども未来部における組織名称を「こども」表記に統一するため、「大津市子ども発達相談センター」の名称を「大津市こども発達相談センター」に変更するもの。

## 3 施行期日

令和7年4月1日

## 4 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>大津市子ども発達相談センター条例 （設置）</p> <p>第1条 発達に関する相談、助言、診察、検査、情報の提供その他の必要な援助を行うことにより、発達障害児等（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児及び発達障害（同条第1項に規定する発達障害をいう。）の疑いのある児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。）をいう。以下同じ。）及びその家族を支援し、もってその福祉の増進を図るため、<u>大津市子ども発達相談センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>大津市こども発達相談センター条例 （設置）</p> <p>第1条 発達に関する相談、助言、診察、検査、情報の提供その他の必要な援助を行うことにより、発達障害児等（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児及び発達障害（同条第1項に規定する発達障害をいう。）の疑いのある児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。）をいう。以下同じ。）及びその家族を支援し、もってその福祉の増進を図るため、<u>大津市こども発達相談センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p>